令和6年9月26日戸田市児童福祉審議会口述

2ページより口述

会議の名称	令和6年度第3回戸田市児童福祉審議会
開催日時	令和6年9月26日(木) 午後2時00分~午後3時30分
開催場所	戸田市役所 7階 第5委員会室
会長等氏名	会長 坪井 瞳 副会長 長林 美穂
出席者氏名 _(委員)	宮澤 浩二、細田 義和、金子 秀富、春沢 典子、渡部 京子、 星野 正義 酒井 茂樹、志村 恵美子、坪井 瞳、長林 美穂、 伊藤 愛美、白土 尚生、青木 真由美
欠席者氏名 (委員)	伊藤 寛幸
事務局	秋元部長 高橋次長 矢ヶ崎室長 林課長 工藤課長 石原課長 福田課長 佐藤課長 田村課長 西山主幹 植野主幹 長谷川主幹 菊池主幹
議題	【議題】 (1)戸田市こども計画初稿について (2)戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について
会議結果	1 原案、承認2 原案、承認
会議経過	別添のとおり
会議資料	令和6年度第3回戸田市児童福祉審議会会議次第 【資料1 1】戸田市こども計画(初稿) 【資料1 2】確保方策 【資料2 1~4】戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について 【資料2 5】認定こども園及び認可保育所の新規認可について
議事録確定	令和 6 年 1 1 月 2 8 日 会長

-	2
発言者	発 言・議 題 内 容・決 定 事 項
事務局	
会長	【 開会あいさつ 】
事務局	【資料及び出席委員の確認 】 資料の確認 本日出席されている委員は12名であり、全委員の過半数を超えておりますので、戸田市児童福祉審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告いたします。 なお、本日、傍聴人の方が1名来ております。 戸田市附属機関等の会議公開に関する指針に基づき、本審議会は、原則公開とし、会議公開基準を設けております。傍聴の手続きを経て、傍聴人の守るべき事項につきましては、事務局より説明済みでございます。
	【議事】
事務局	それでは、議事に進みたいと思います。 条例 第4条 の規定により、会長は、会務を総理するとありますので、 ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
議 長(会長)	それでは、傍聴人が来られているとのことで、傍聴を許可することといたします。 それでは、議事に移ります。 では、議題(1)戸田市こども計画初稿について事務局から説明をお願いします。なお、議題(1)につきましては、内容が多いため、分割して説明していただきます。 まず、第1部総論について、説明をお願いします。
事務局	<子育て支援課> 資料1に基づいて、説明。
議 長(会長)	事務局から説明が終わりましたので、何かご質問等ございますか。

2点ほど質問させていただきます。1点目は、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果の概要(P26、27)について、児童・生徒でまとめられていますが、各小・中学生・高校生で特徴的な違いがあったのであれば、それぞれ別に紹介していただけるとありがたいと思います。小学生と中学生で意識の違いがあるのではないかと思います。

もう1点は、就労について(P58)「就労の有無」とありますが、ここでいう「就労」の定義は、パート・アルバイトも含めているのかを教えていただきたいです。

事務局

アンケート調査の大きな目的としては、こどもが地域に相談する相手がいるかを把握することでした。小学生では、家族や周りの人に相談する人が多い傾向がありましたが、中学生になると、相談相手が友達に偏っている傾向がありました。総体的には、家族以外に相談する相手がいない傾向があり、地域の希薄化がみられました。就労につきましては、パート・アルバイトと正規職員も含むという定義となっております。

委員

ありがとうございます。

議 長(会長)

悩みごと・困りごと(P30)については、特徴的な結果が出ているので、小・中・高それぞれ分けて表示できるとよりニーズに即した事業が行われるのではないでしょうか。可能であればご検討いただければと思います。

事務局

それぞれ傾向の違いはみられると思いますので、データを抽出して検 討したいと思います。

議 長(会長)

その他ご意見はいかがでしょうか。

委員

「第二期計画の達成状況」(P62)で、「地域での相談事業」について「順調でない(30%以下)」とありますが、保健所も相談を担っている部署でもありますので、参考に具体的な内容をお聞かせいただければと思います。

事務局

「地域での相談事業」は、子育で広場等地域の広場に家庭児童相談員が巡回して相談に乗ることが計画されていましたが、コロナ等で広場などに向かえなくなったこともあり順調に進まなかった経緯があります。ただ、広場等にはアドバイザーや専門のスタッフも常駐しているので、現場での相談は行われていたと思います。

計画の「基本目標」(P68以降)を1から12まで挙げてありますが、 設定理由や根拠をお示しいただきたいと思います。

事務局

埼玉県においてもこども計画を策定しており、県と同様の基本目標を 立てております。

委員

基本目標で、戸田市独自の目標設定は考えていませんか。

事務局

第二期の振り返りを踏まえて課題を抽出し、課題に沿って目標の中で 達成していくという流れになります。

委員

基本目標 12 項目の中に戸田市の問題や課題等を当てはめ、別途市独自の目標を基本目標に挙げるという予定はないということですね。

事務局

はい。

議 長(会長)

11月の審議会で、具体的に基本目標 12 の項目についてお示しいただく中で、戸田市独自の目標が出てくる可能性もあるので、具体的な目標が出た時に検討できればと思います。

「8 こども計画に向けた主要課題」(P60)でそれぞれ取り組みの具体例を記載していただいておりますが、本日お集りの委員の方も関わっていらっしゃるのではないかと思います。それぞれの取り組みの具体例で、実際事業を行っている委員の方のご意見をお聞きしたいと思います。

委員

来年度入学してくるお子さんに対して、主だった幼稚園や保育園と連携して、教員 2 名を保育園へ派遣して生活の状況を把握する取り組みをしております。派遣された教員の話では、1 年生を赤ちゃん扱いしすぎているかもしれないという感想があります。小1の壁をどう低くしていくかという課題に対して幼稚園や保育園訪問は非常に有意義な時間になっていると思います。来年入学してくる年長さんを中心に、小学校1年生の授業を見学してもらうことで、不安を取り除いていこうという取り組みを充実させているところです。

また、学校の教員や幼稚園教諭、保育士など指導者同士での情報交換ができれば良いのですが、学校が8時半から17時まで、保育園はそれよりもっと遅くまで開いているので、それぞれの働いている時間に差があるため調整が難しいと感じております。

副会長

小学校と幼稚園、保育園との連携について、校長先生によって方針が 変わってしまうような地域格差がないようにしてほしいと思います。 幼稚園とは関係性はあるが、保育園は関わりがないと連携するのは難しいのが現実で、それぞれいろいろな学校に入学するので、1人のためになかなか学校から先生が来てくれないという現状もあります。戸田市のこども達のための取り組みなので、学校や幼稚園、保育園で差がないように確保していくことが課題ではないかと思います。小学校の先生との話の中で、1年生を赤ちゃん扱いしていることは誰もが感じていることですが、幼稚園、保育園ともしっかりと育てて卒園させているので、学校でも継続して取り組んでいけるようにしていただけると良いと思います。個人情報の問題で、幼稚園や保育園から小学校に気になるお子さんの情報が伝わらず切れてしまうのが現実なので、柔軟な体制づくりが必要なのではないかと思います。

議 長(会長)

幼・保・小連携については、国でも強力に進めているところですが、 実際に行って出てくる課題は、教育委員会の課題等ともつながってく ると思いますので、より緊密でスムーズな連携が図れるような仕組み づくりがあれば、計画に盛り込み、教育委員会の各施策と連携してい くこともできれば良いのではないかと思います。

「子育て支援アプリ」を導入してダウンロード数はどの程度ありますか。また、「養育費の保証」はどのくらいの期間保証していただけるのか、具体的に教えてください。

事務局

「子育て支援アプリ」は、令和6年9月2日に導入開始しました。「子育て支援アプリ」は、戸田市独自に開発したものではなく、既に一つのパッケージとして全国的に母子モ株式会社が提供しているアプリです。他で既に導入している自治体もあるので、アプリだけなら、以前からインストール可能となっております。戸田市版にカスタマイズして提供したのが9月2日からになるので、既存のユーザーもいらっしゃるという前提になります。現状で、1,277名がインストールしております。なお、戸田市で導入してからインストールした方が9月26日現在で336名となります。

議 長(会長)

ありがとうございます。「子育て支援アプリ」の告知等はどのように行っているのですか。

事務局

一般的には、妊娠届を電子化して電子申請を可能にし、その他各種申請の電子申請への移行を考えているので、妊娠届出時や病院等へチラシ配布などにより周知しております。そのほかにも、市のホームページ掲載や病院へのポスター掲示、乳幼児健診時にも子育て世代全般に情報が渡るよう周知しております。

議長(会長)

出産時だけでなく、子育て中にも知ることができるよう周知の工夫を 行っているということですね。「子育て支援アプリ」の年齢幅は、就学 前のお子さんが対象ですか。

事務局

年齢についての指定や制限はなく、健診時に対象月齢の方がインストールしていれば紙だけではなくアプリでも周知することができます。そのほか、公園や地域の子育て機関等の公共施設の情報も掲載しているので乳幼児期から学齢期も含めて利用いただけるようになっております。祖父母等もインストールしていただければ母子健康手帳などを電子上で確認、共有できる機能もあります。

議長(会長)

今は情報収集のツールがスマホやパソコンなどが主になっているので、周知するにはとても良い媒体だと思いました。「養育費の保証」期間についての説明もお願いします。

事務局

「養育費の保証促進補助金」は、令和4年4月から始めておりますが、ひとり親家庭の方が、離婚後養育費を確実に受け取ることができるよう支援するための事業です。養育費の未払いが発生した場合に建て替えや督促する保証会社があります。保証会社と保証契約をする際に負担する保証料がありますが、最初の保証料を補助するものが「養育費の保証促進補助金」事業になります。上限5万円のうち、かかった経費を補助金として支給するものです。

議 長(会長)

利用状況はどうですか。

事務局

まだ利用者はおりません。離婚時に養育費を支払うかどうかの確約をする夫婦が少ないのと、保証会社と契約をする人も少ないです。周知はしており、問い合わせ等はありますが、申請に至るケースはまだありません。

委員

虐待のケースなどで離婚の話題にはなりますが、虐待になると夫婦関係がこじれていますので、スムーズに養育費の話まで至らず、関係者の安全をどのように図るかという分離の方法として離婚があるので、その後の生活支援は後回しになってしまうのが現実だと思います。

議 長(会長)

第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の主要課題等について、その他ご意見ございますか。

委員

もしかしたら各論の方で取り上げる内容かもしれませんが、虐待の対 応後について。虐待が起こる過程は何らかの背景を持っているのが一 般的です。虐待の問題解決後、再発防止の段階になった時、一番の支援者になるのが市になると思います。福祉機関や学校、医療関係者等様々なネットワークを持っているので、家庭を支援するとなると市が一番力強いところであると思っています。虐待の問題については、再発防止、また、発生以前の注意すべき家庭について支援するというスタイルを、市民に分かりやすく計画に盛り込んでいただければ、児童相談所から市へスムーズに引き継いでいけると思います。虐待については、市民の意識、関心も高くなってきていますが、一度事件が起こると全国的な話題となり、市にとってはマイナス事案となるので、市や市民と一緒に虐待事案を抑えるようなスキームづくりをさらに一層充実していただければと思います。

議 長(会長)

ありがとうございます。虐待への具体的な取り組みが市民に見えにくいところもあると思いますので、より詳しく具体性を持った記述をお願いします。

関連した内容として、専門性の強化という取り組みでは、こども家庭 支援センターなど子育てに係る施設等の職員に対して研修など行って いると思いますが、研修などについて記述する予定はありますか。

事務局

いただいたご意見をもとに、計画に組み込んでいきたいと思います。

議 長(会長)

その他ご意見ございますか。

副会長

「共育ち」という概念をしっかりと親になる若い世代の方々に浸透していくと、自分も共に育ちあう主体の一人であるという考えが根付いて、様々なことに主体的に取り組んでいけるようになると思います。 安心して産み、育てていける地域であることを表すために「共育ち」の文言が入ると良いと思います。

議 長(会長)

地域の中での支え手となっている委員もいらっしゃいますが、取り組んでいることや強調してほしい等のご意見はありますか。

委員

参加した地域ケア会議で、年寄りとこどもで分けずに全世代で地域を 盛り上げる社会をつくる方法について話し合いました。会議では、特 に都市部では、核家族で若い親だけで子育てして様々な問題が発生し た時に、実の父母を呼ぶのも難しいので地域のお年寄りを巻き込んで 地域全体で子育てするような手立てがないかを模索していました。子 育てについては、お年寄りも含めた地域全体で解決していくような取 り組みをしてほしいと思います。

質問が2点あります。1点目は、児童福祉法が改正され、児童の保護者を支援する文言が明記されているが、こども計画の中にも謳い、文言として法律に沿って強調しても良いのではないかと思います。2点目は、こどもの居場所で、戸田市は自治体ごとに公民館がありますが、実際どの程度活用されているか等、計画でどのように記述されるのか教えていただきたい。

事務局

1点目の保護者の役割は重要と考えております。「計画の推進体制(P 113)で、保護者の役割、市民の役割等それぞれ明記しております。 2点目の公民館等公共施設の活用については、利用できていない所もあります。徐々にこどもの居場所として公民館をこども食堂などで活用しており、公民館は Wi-Fi もつながるので、今後公共施設を活用しながらこどもの居場所の拡充は進めていきたいと考えております。

委員

Wi-Fi があるということは、こどもが入り浸ってしまって逆に家に帰らなくなってしまうという心配も考えられますが、市の方で考えていることはありますか。

事務局

現段階では考えてはいないので、ご意見をもとに検討してまいります。

委員

私はこどもの居場所を主催していて、町会会館を利用していますが、 利用にあたっては町会の理解や町会長の意向が大きいと思います。ま た地域との連携やトップの意向もあるかと思います。例えば、先日、 イベントのパンフレットを笹目小学校に配布する際、教員からただ配 るのではなく、地域でどのような活動をしているかを伝えれば一緒に 居場所がつくれると思うので職員会議で話してもらえますかと、校長 先生から提案していただきました。また、笹目6丁目とエンジェルス マイルが共同で、神社でお祭りと町会のおみこしを行うことを学校に 周知してほしいと言ったら、教室に案内が掲示してあって、既にこど も達は知っていました。笹目は全町会でそのチラシを貼ってくれて回 覧も回してくれてとても協力的でした。笹目6丁目のお祭りではある。 けれど、どの町会の人も来ていいですよという笹目地区では開かれた 活動をしています。試行錯誤の段階ですが、お年寄りから小さい子ま で繋がれたらと思います。町会会館を利用してから、こども達の滞在 時間も長くなって、いろいろな地域から人が集まって活動ができてい ると思っているので、もっと町会会館を活用できればと考えています。

議長(会長)

ありがとうございます。町会の理解や学校、公民館などが具体的に機能して地域で支えていることが計画に盛り込めるとより具体性をもって示せると思います。

他にご意見よろしいでしょうか。では第2部(各論)について、事務 局より説明お願いします。

事務局

- <子育て支援課>
- <保育幼稚園課>
- <児童青少年課>
- <親子健やか室>

資料1-1、資料1-2に基づいて、説明。

議長(会長)

事務局から説明が終わりましたので、何かご質問等ございますか。

委員

「妊婦健康診査事業」で、不妊治療をしているが、こどもがほしくて もなかなか授からない人が非常に多いと思います。市で、出産に至る までの事業をもっと促進して、計画の前面に押し出していく必要があ ると思います。

また、「計画の推進」で役割が出ていますが、これからは小学校が拠点になっていくと思います。特に小学生低学年は移動の問題もあるので、小学校の空き教室等のスペースを利用してそこに教員に限らず色々な人が関わって子育てに活用していく。そういった方向性を計画に盛り込んでいただきたいと思います。

この計画は大人の立場で議論をしておりますが、中学生にとっては 10 年後、計画に掲げられた結婚観や貧困などの課題がわが身のこととしてめぐってくることになります。こども達が様々な機会を通して自覚し、こどもからの視点を項目の中に取り入れていただきたいと思います。

議 長(会長)

前回もこどもの意見をどう盛り込んでいくかという議論は出ましたので、各論ではそこに含まれる内容もあると思います。具体的かつ明確に示して頂きたいと思います。

私から2点、意見をお伝えいたします。1点目は、第3章「計画の推進」は、重要な項目と思いますので、一番前に掲載された方が戸田市の計画のスタンスとしてより伝わりやすいのではないかと思います。2点目は、「資料1 - 2」の10~14で、「ニーズを見極め」や「支援が必要な家庭に対し」という表現が抽象的だと思います。各機関が連携しながらニーズを見極めているというところを参照できるように記述していただけるとより分かり易くなると思います。

その他ご意見ありますか。

令和5年度に、「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を作成し、 現在の要旨になっていると思いますが、条例としているので、「計画策 定の背景及び趣旨」(P3)に条例が基礎になっていることを追記した 方が良いと思います。「計画の位置づけ」についても、条例に基づいて いることを表示した方が良いと思います。条例の概要も表示すること で、戸田市のスタンスである「計画の推進」とも結びついていくので はないかと思います。

議長(会長)

引き続き次の議題に進ませていただきます。

事務局

<保育幼稚園課>

(2)「戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について」

「資料2-1」

「資料2-2」

「資料2-3」

「資料2-4」

「資料2-5」に基づいて、説明

議長(会長)

何かご質問等ございますか。

委員

「資料2-5」で、「つつじ幼稚園」が「幼稚園型認定こども園」となっていますが、「幼保連携型」ではないのですか。

事務局

つつじ幼稚園は「幼稚園型」となります。なお、「幼稚園型」は現行の 幼稚園に保育園機能が加わったものです。なお、つつじ幼稚園は1、 2歳児が追加となるものです。

委員

1,2歳が追加になるのであれば、幼保連携型になるのではないですか。

事務局

つつじ幼稚園の場合は、幼稚園が今回のように、保育園機能として1、2歳児を追加するので「幼稚園型認定こども園」として開設することになります。

委員

1、2歳の3号認定がいるにもかかわらず「幼稚園型」の認定こども園になるのは違うのではないかと思いますが。

事務局

現行の保育園に幼稚園機能が加わるのが「保育園型」、今回のように現行の幼稚園に保育機能が加わるのが「幼稚園型」です。従って、幼稚園型に3号認定の1、2歳が在籍することは制度として問題ありませ

 h_{\circ}

委員

幼稚園から認定こども園になった場合には、名称によって 0 、 1 、 2 歳を受け入れるかどうかが違ってくると思います。名称に間違いがなければ構いません。

議 長(会長)

認可のプロセスとして、法令上の齟齬はないということでよろしいで しょうか。

事務局

はい。

委員

つつじ幼稚園の3号認定、2号認定について、募集は保育園と同様になるのですか。

事務局

3号認定、2号認定については、市の利用調整の対象である保育園部分になるので、市へ申し込んでいただきます。一方で、1号認定は幼稚園部分になりますので、直接幼稚園へ申し込んでいただくことになります。

委員

確認ですが、3号認定、2号認定の人は、保育園と認定こども園の保育園部分を併願はできるのですか。

事務局

可能です。認定こども園の保育園部分は市の利用調整になるので他の 保育園と併願する場合は指数の中で順位が決まっていくことになりま す。

議 長(会長)

それでは、本日の議題については以上でございます。

他に何かございますか。

他に無いようなので、議事を終了します。 それでは、進行を事務局に返します。

【閉会】

それでは、閉会のあいさつを長林副会長よりお願いしたいと思います。

事務局

~副会長挨拶~

副会長

ありがとうございました。

事務局 本日いただいたご意見等を取りまとめ、会議録につきましては、市ホ

ームページにて公開させていただきます。 以上をもちまして、令和6年度第3回戸田市児童福祉審議会を終了い たします。 次回は、11月12日(火) 午後2時~戸田市役所5階大会議室B での開催を予定しております。 本日は、長時間にわたり、慎重なご審議、ありがとうございました。